協定に基づく外国学会との交流規程細目

(総 則)

第1条 本規程細目は、交流協定書の締結に基づいた外国学会との交流に係わる基本的な事項について定める。

(協定交渉の基本方針)

第2条 外国学会との交流は対等互恵を原則とする。したがって、費用などについても自己負担を原則と し、援助的なものは対象としない。

(協定の内容)

- 第3条 外国学会との交流協定書の内容は、双方の要望や対応能力を考慮して、次のいずれかとする。
 - 一 学会刊行物の交換、および大会等の参加費の自国並の恩典
 - 二 一に加え、役員レベルの大会等への出席、国際会議の協賛
 - 三 二に加え、国際会議の共催

(協定書締結の手続き)

- 第4条 交流協定書は、あらかじめその構想について、国際活動委員会の承認を必要とする。
- 2 交流協定書の締結には、国際活動委員会の承認を必要とする。
- 3 交流協定書の署名は、会長が行う。
- 4 国際活動委員会は第1項,第2項の承認を行った場合は、それぞれ遅滞なく、その旨を理事会に報告する。

(協定書の履行)

第5条 交流協定書に基づく具体的な活動の推進は、国際活動委員会の所管とする。

(その他)

第6条 既存の交流協定書の内容が第2条,第3条と異なるものについては、機会をみて協定の見直しを 行うものとする。

(付則)

- 1. 本規程細目は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
- 2. 本規程細目は平成3年5月24日より施行する。
- 3. 本規程細目は平成11年4月19日, 理事会において承認。
- 4. 本規程細目は平成18年12月21日,国際活動委員会において一部改正。

付1. 外国学会との交流協定の現状

外国学会との交流協定の現状は次のとおりである(平成2年11月現在)。

- 1. 交流関係のある国
- (1) 韓国(KIEE: Korean Institute of Electrical Engineers)
 1978年に協定を締結。その内容は、刊行物の交換、大会等への相互出席、合同会議の開催等である。
 1994年、同協定を改定。
- (2) 中国 -1(CES: China Electrotechnical Society) 1985年に協定を締結。韓国と同等の内容に加えて、毎年3人3日の滞在費の受け入れ側負担を取り決めている。

1992年、同協定を改定。

1996年、技術情報交換協定を締結。

- (3) 中国 -1(CSEE: Chinese Society of Electrical Engineering)
 1993年に協定を締結。その内容は、刊行物の交換、大会 (含シンポジウム、セミナ) 等への相互出席、 年次協定活動計画打合せを奇数年は中国で、偶数年は日本で相互に開催する。
- (4) 米国 -1(IEEE: The Institute of Electrical and Electronics Engineers と単独) 公式の協定文書はないが、大会参加費を自国会員並とする恩恵を与える慣習が戦前から続いている。 1996年、技術情報交換協定を今後3年間延長。
- (5) 米国 -2(IEEEと電気系5学会)1997年に技術情報交換協定を更新。3年毎に見直し・更新中。
- (6) 英国

1992年に協定を締結。

(7) ハンガリー

1992年に協定を締結。

- (8) オーストラリア
 - 1992年に協定を締結。
- (9) パキスタン

1996年に技術情報交換協定を締結。

以上